



令和7年 全国安全週間スローガン
多様な仲間と 築く安全 未来の職場



～7月1日から7月7日までは 第98回全国安全週間です～

皆様には、日頃より（公社）広島県労働基準協会並びに尾道支部の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

7月1日から7日までの間は全国安全週間です。また、6月1日から6月30日までの間は全国安全週間の準備期間となっています。

この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以降、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ今年で98回目を迎えます。

尾道支部は、準備期間中である6月3日（火曜日）、6月4日（水曜日）、6月6日（金曜日）に全国安全週間説明会を開催しました。

◇ 令和7年度全国安全週間説明会を3会場で開催!! ◇

尾道支部では、6月3日（火曜日）にポートピアはぶ、6月4日（水曜日）に世羅町商工会、6月6日（金曜日）にベイタウン尾道を会場として、尾道労働基準監督署の藤岡署長と高瀬安全衛生課長のお二人に出席いただき、第98回全国安全週間説明会を開催しました。

説明会では、冒頭に出席いただいた尾道労働基準監督署の藤岡署長と高瀬安全衛生課長を紹介したのち、藤岡署長よりご挨拶をいただきました。

◇藤岡署長あいさつ◇

公益社団法人 広島県労働基準協会尾道支部の会員事業場の皆様には、平素より労働災害防止を始め労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国安全週間は、昭和3年の第1回以来、「人命尊重」の理念の下、自主的な労働災害防止活動の推進、安全意識の高揚、安全活動の定着を目的として毎年開催され、今年で第98回を迎え、6月を準備期間、7月1日から1週間を本週間として実施されます。



因 島 会 場

本年度のスローガンは、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」 です。

今年度は広島第14次労働災害防止計画の3年目です。今年度においても、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、「多様な仲間」、つまり、年齢、性別、国籍、契約内容が雇用や請負にかかわらず、仕事に従事するすべ



世 羅 会 場

ての方が参加し、一体となって災害防止活動に取り組むことが求められます。

この全国安全週間を契機として、「多様な仲間」と一緒に安全文化を醸成する取組をお願いします。

さて、尾道署管内における労働災害の発生状況についてですが、令和6年は死亡災害がゼロでした。また、休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き201人と、前年に比べ25人、率として11%の減少となりました。

これも、本日、御参加の皆様を始め、管内の安全担当の皆様が中心となられて、それぞれの事業場において、災害防止活動にご尽力いただいた賜物であると、敬意を表するとともに心から感謝申し上げます。

一方で、今年に入り広島県内では死亡災害が多発しており、全産業で既に6人の方が労働災害により亡くなられており、本年2月には広島労働局労働基準部長から関係団体に対して、死亡災害防止のための取組徹底について緊急要請されたところです。

尾道署管内においても、機械に不具合が生じた際に、機械を停止せず作業を行い機械に腕を挟まれるなど、重篤な災害につながる可能性のあった災害も発生しています。

どの産業においても、特に危険と考えられる作業について、リスクアセスメントを確実に実施していただき、危険な作業が少なく済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因の低減をお願いします。

また、災害防止には、作業者自らが作業に含まれる危険を危険と感知することが大変重要と考えています。全国安全週間において、作業者に対して災害事例の紹介、安全講習会の開催など、安全意識を高揚する取組も引き続きお願いします。

昨年、尾道署管内で発生した全産業における休業4日以上死傷者数201人について、その内訳をみますと、約3割が転倒災害で、最も多く発生している災害となっています。

労働者の高年齢化を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する災害が増加傾向にあり、今後、労働力人口の高齢化が一層進展することが見込まれることから、高年齢者も安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています。

そのような状況を踏まえて、5月に労働安全衛生法の一部が改正され、令和8年4月1日か



尾 道 会 場

らは努力義務ではありますが、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理など、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされました。

必要な措置については、今後、指針が公表される予定ですが、高年齢者で多く発生している転倒災害防止については、令和6年3月に広島労働局が策定したプラン、「転倒災害のない職場HIROSHIMAプラン」にも書かれておりますので、ぜひ御参考にしていただき、全国



藤岡署長あいさつ

安全週間において、その対策を実施していただくよう、お願いします。

また、職場における熱中症対策を強化するため、労働安全衛生規則の一部が改正され、6月1日から施行されました。

近年の気候変動の影響から夏期において気温の高い日が続き、職場における熱中症による全国の死亡者数は、3年連続で30人以上となっており、昨年は広島県内でも熱中症により1人が亡くなっています。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、今回の法令改正は、熱中症の重症化を防止し死亡に至らせないよう、熱中症の疑いのある者の「早期発見」や、「重篤化防止」をするための措置を事業者に義務付けたものです。

この改正法令の保護措置の対象は、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において作業に従事する労働者以外の者、例えば、一人親方の者も対象に含まれます。そのため、一人親方などの労働者以外の者に対しても、改正法令に基づく必要な周知をお願いします。

次に働き方改革についてですが、昨年4月から建設業や自動車運転者についても、時間外労働（残業時間）の上限規制の適用が開始されました。

建設事業者、運送事業者の皆様は、地域のインフラを守り、物流を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在であり、これら事業者の皆様が担い手を確保し、継続して事業を行っていただくためには、建設労働者やトラック運転者が、健康に、安全に働くことができる職場環境の確保が必要です。

これらの業種では、他の業種に比べて労働時間が長く、長時間労働の抑制が急務となっており、その是正のためには、工事発注者や荷主の理解と協力によって、適正な工期の設定、荷待ち時間の削減など、取引慣行の改善に取り組むことが不可欠です。

皆様方には、建設労働者やトラック運転者の労働時間削減のため、工事発注者の立場となられた際には、計画段階での適正な工期の設定、荷主の立場であれば、恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化の取組に、御理解と御協力をお願いします。

藤岡署長のあいさつに続いて、高瀬安全衛生課長より「安全の指標」や「安全週間説明会資料」を用いて、「安全週間実施要綱」及び「労働安全を中心としたトピックス」についての説明がありました。

◇安全週間実施要綱等について・高瀬課長◇

最初に、本年6月1日より労働安全衛生規則が改正施行された、熱中症予防対策について説明がありました。

この改正において「職場における熱中症予防対策の強化」が求められていることから、事業場や労働者自身が行うべき熱中症予防や発症時の対応等について、具体的な内容や事例を基に説明が行われました。

また、職場で熱中症になった人は、建設業、製造業、警備業などの屋外作業が多い業種であることや、いつもと違うと思ったら熱中症を疑うこと等の説明があり、熱中症が疑われる場合はすぐに119番（迷う場合は7119番に相談）、ホースで水を掛けるなどしてすぐに全身を急速冷却する等の対応を取るよう指導がありました。



高瀬課長の説明

そして、誤った行動として、意識状態は悪いが平熱だからといって大丈夫と判断しないことや、涼しい場所に移動させても一人にしないこと等の注意がありました。

熱中症予防のためには、作業前日のチェック、仕事前のチェック、工作中的のチェックを行うとともに、働く場所や環境に応じて、作業順序、冷却器具や設備等を工夫する必要があると説明されました。

続いて、令和6年発生の死亡災害について話がありました。

広島県内の死亡災害は、尾道と三次が令和6年から死亡災害0件を継続中ですが、令和7年に入り広島県内では1月から3月にかけて6人の方が亡くなっており、その6件の内容等について紹介されました。特に、中国自動車道の橋の改修工事で吊り足場が落下し2名が亡くなった事故では、「アンカーの状態が危ないのでは？」との意見を元請に言ったものの、そのまま作業が継続されており、危険な状態を放置しない・させない姿勢が大切であるとの話がありました。

また、令和6年の死亡災害事例の紹介があり、非定常作業における挟まれ災害、若年層に多い感電災害、蜂刺され災害等が発生しているので、注意を払うようお話がありました。

その他、電子申請（e-GOV）に関する問い合わせ先を含めた説明や、高年齢労働者を中心とする転倒災害防止対策の促進、外国人労働者に対する安全性向上推進についての話がありました。

最後に、『明日は我が身。自分や家族、同僚が被災者になるかもしれない』、

だから、『1人1人が自分が現場の安全の責任を負うとの自覚をもって』、

『災害を絶対に起こさないという強い信念をもって』、

『職種や立場などの垣根を越えてお互いに思いやる職場風土を作って』、

この1年間、「死亡災害をゼロにする！」との決意で、「どうぞ安全対策をよろしくお願いします！」とのお願いをされて、お話を締めくくられました。

高瀬安全衛生課長の説明のあと、労働基準協会からのお願いや連絡事項についてお話しし、全国安全週間説明会を終了しました。

◇ 第37回ゼロ災運動研究集会 開催案内 ◇

昨年は、全国産業安全衛生大会が広島市で行われたため開催しませんでした「ゼロ災運動研究集会」を、今年は次のとおり開催いたします。

このゼロ災運動研究集会においては、広島県内4事業場より「安全衛生への取組み」についての事例発表を行っていただきます。また、銚子電気鉄道㈱代表取締役の竹本氏による「絶対にあきらめない～地域と共に存続を目指す 銚子電鉄の挑戦～」と題した特別講演も予定しています。他社の安全衛生への取組みを聞くことができる貴重な機会ですので、多くの方のご参加をお願いいたします。

開催日時：令和7年8月21日（木曜日） 13:00～16:30

場 所：コジマホールディングス西区民文化センター（広島市西区横川新町6-1）

※ JR横川駅から徒歩3分

◇ 第48回広島県産業安全衛生大会 開催案内 ◇

ゼロ災運動研究集会と同様に全国大会の広島開催のため開催しませんでした「広島県産業安全衛生大会」を、令和7年度は次のとおり開催いたします。

この広島県産業安全衛生大会では、安全衛生に関する講演や大井川鐵道㈱の鳥塚社長による「湿った薪に火をつけろ～ローカル線を活用した地方創生と会社再生の物語～」と題した特別講演などを予定しておりますので、安全衛生スタッフをはじめ多くの方のご参加をお願いいたします。

開催日時：令和7年11月13日（木曜日） 13:20～16:25（開場12時）

場 所：ふくやま芸術文化ホール・リーデンローズ 大ホール

（福山市松浜町2-1-10）

☆第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会 in 大阪・近畿☆

昨年11月に広島市において開催された「全国産業安全衛生大会」が、令和7年度は「大阪・関西万博」開催中の大阪市において開催されます。

この大会のWebサイトは既に開設されており、Webによる参加申込も可能となっておりますので、昨年の広島大会同様に、多くの方に参加いただきますようご案内申し上げます。

開催期間：令和7年9月10日（水曜日）～
9月12日（金曜日）

会 場：総合集会（9月10日）

インテックス大阪

：分科会（9月11日、12日）

インテックス大阪、ATCホール



★ 個別労働紛争解決研修のご案内 ★

個別労働紛争解決研修は、厚生労働省の委託事業として全国労働基準関係団体連合会（全基連）が開催する研修です。

この研修は、職場内の個別紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円満かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として開催されるもので、「基礎研修」と「応用研修」で構成されていますが、「基礎研修」終了後に「応用研修」を受講されるようお勧めしています。この機会に、是非、受講を検討ください。

なお、詳細は全基連ホームページ(<http://www.zenkiren.com>)の委託事業の中の「個別労働紛争防止・解決普及啓発事業」においてご確認ください。

◇令和7年度 尾道支部 年間行事・講習予定◇

- ・ 6月24～25日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
 - ・ 7月 8～ 9日 玉掛け技能講習・学科（長者原スポーツセンター）
 - ・ 7月15～16日 床上操作式クレーン運転技能講習・学科
（長者原スポーツセンター）
 - ・ 8月 5～ 7日 乾燥設備作業主任者講習（ベイトウン尾道）
 - ・ 9月 2日 衛生週間説明会（因島会場・ポートピアはぶ）
 - ・ 9月 4日 衛生週間説明会（世羅会場・世羅町商工会）
 - ・ 9月 8日 衛生週間説明会（尾道会場・ベイトウン尾道）
 - ・ 9月24～25日 安全衛生推進者養成講習（長者原スポーツセンター）
 - ・ 11月 5日 粉じん作業特別教育（長者原スポーツセンター）
 - ・ 12月 2～ 3日 職長等教育・安全衛生責任者教育（長者原スポーツセンター）
 - ・ 令和8年1月9日 安全祈願祭、幹事会（艮神社）
- ※ あくまでも年間行事の予定です。事情により会場や日時等を変更する場合もあります。

◇ 令和7年度 県協会講習・追加講習 ◇

- ・ 7月10日(木)～ 小型移動式クレーン運転技能講習（福山教習所）
- ・ 7月16日(水) フルハーネス型墜落防止器具業務特別教育（福山教習所）
- ・ 7月23日(水) 保護具着用管理責任者教育（林業ビル）
- ・ 7月24日(木)～25日(金) アーク溶接等業務特別教育（福山教習所）
- ・ 8月 1日(金) 保護具着用管理責任者教育（福山教習所）
- ・ 10月10日(金) 保護具着用管理責任者教育（林業ビル）
- ・ 11月28日(金) 保護具着用管理責任者教育（福山教習所）
- ・ 令和8年1月30日(金) 保護具着用管理責任者教育（林業ビル）
- ・ 令和8年2月16日(月) 保護具着用管理責任者教育（福山教習所）